

| | |
|--------------------|--|
| | <p>②整備状況</p> <p>産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、平成 30 年以降、約 480ha の産業用地が供給予定となっている。また、復興道路・復興支援道路は、平成 30 年 3 月現在で約 6 割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は約 5 割となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、上述の様な事業活動の状況、面整備等の状況を勘案し、早期の産業の復旧を促進する観点から本特例措置を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 中小企業・地域経済 福島・震災復興 |
| | 政策の達成目標 | 被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで） |
| | 同上の期間中の達成目標 | 施策の達成目標に同じ |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | H31.4.1～H32.1.1 取得件数：540件 H32.1.2～H33.1.1 取得件数：629件 H33.1.2～H33.3.31 取得件数：138件 |
| | 要望の措置の効果見込み （手段としての有効性） | 本特例を延長することにより、被災地における被災代替償却資産の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条、18条、26条） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出</p> <p>平成 24 年度 650 百万円 平成 25 年度 1,418 百万円 平成 26 年度 2,070 百万円 平成 27 年度 1,722 百万円 平成 28 年度 1,208 百万円 平成 29 年度 799 百万円</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>被災代替償却資産の保有に係る税負担を軽減する本特例措置を通じて、被災地における更なる代替償却資産の取得等を促進し、被災事業者の事業再開に資することができる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>まちづくりの進展や用地の確保、顧客等の減少や販路喪失、資金不足などの課題から、未だ本格復旧、事業の本格再開等ができていない被災事業者等が存在する。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 23 年度 創設 平成 28 年度 適用期間を 3 年間延長（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）</p> |